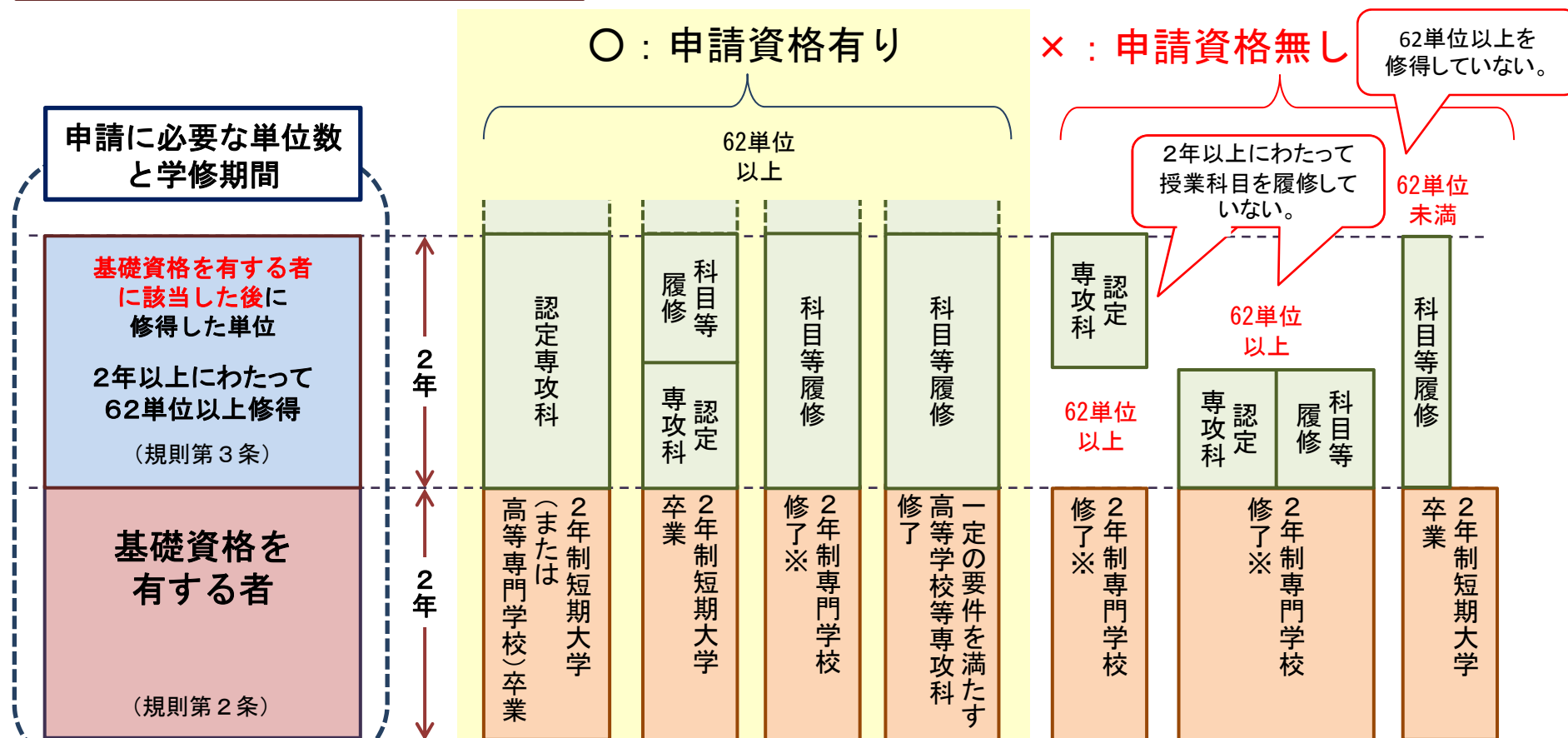


申請者の学修パターンの例①

基礎資格を有する者のうち、**第1区分**に該当する者の場合



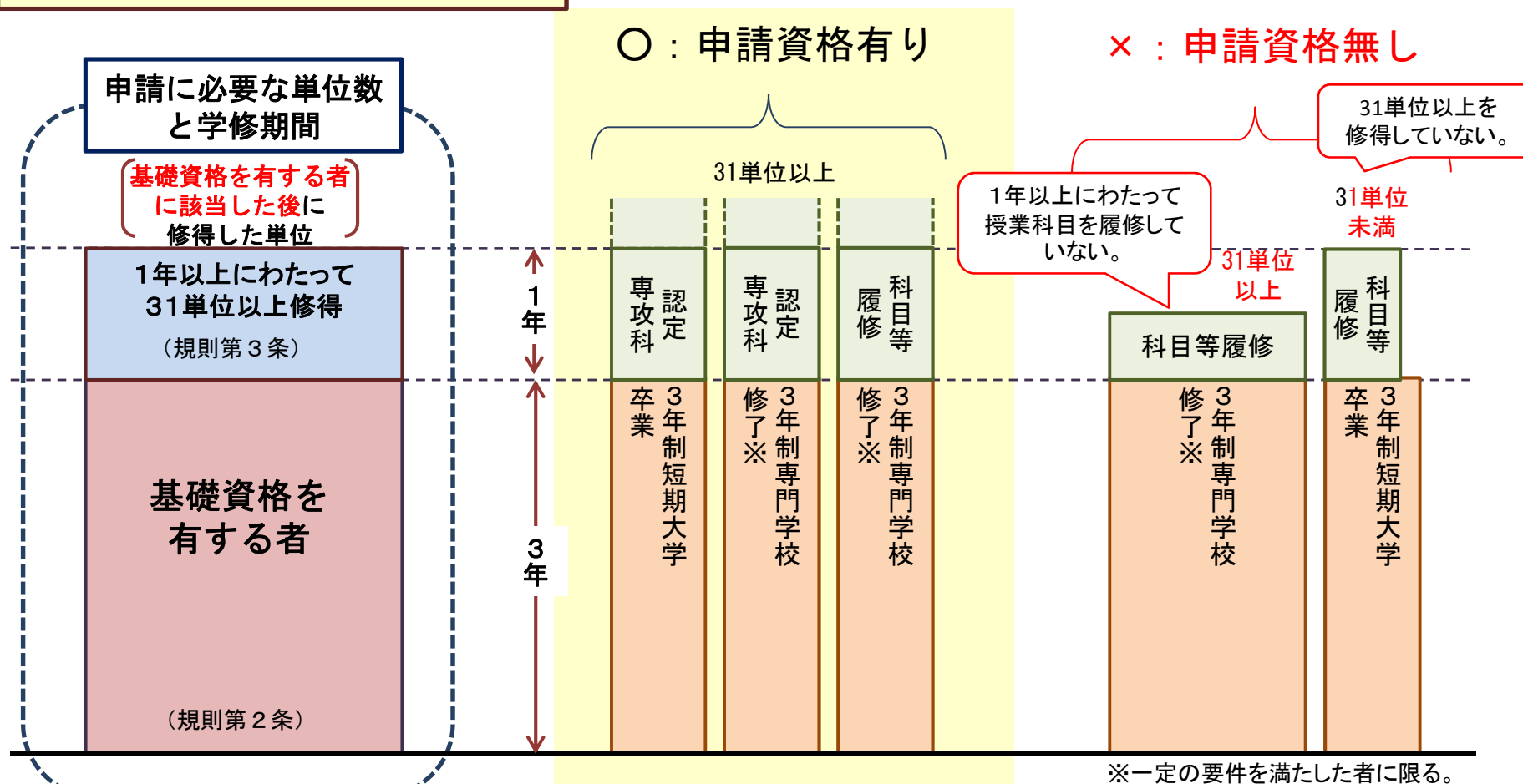
※一定の要件を満たした者に限る。

規則：学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則
(平成16年規則第28号)

いずれの学修パターンにおいても、短期大学、高等専門学校を卒業した後あるいは専門学校、高等学校等専攻科を修了した後、「2年以上にわたって授業科目を履修し、62単位以上を修得すること」が必要。

申請者の学修パターンの例②

基礎資格を有する者のうち、**第2区分**に該当する者の場合

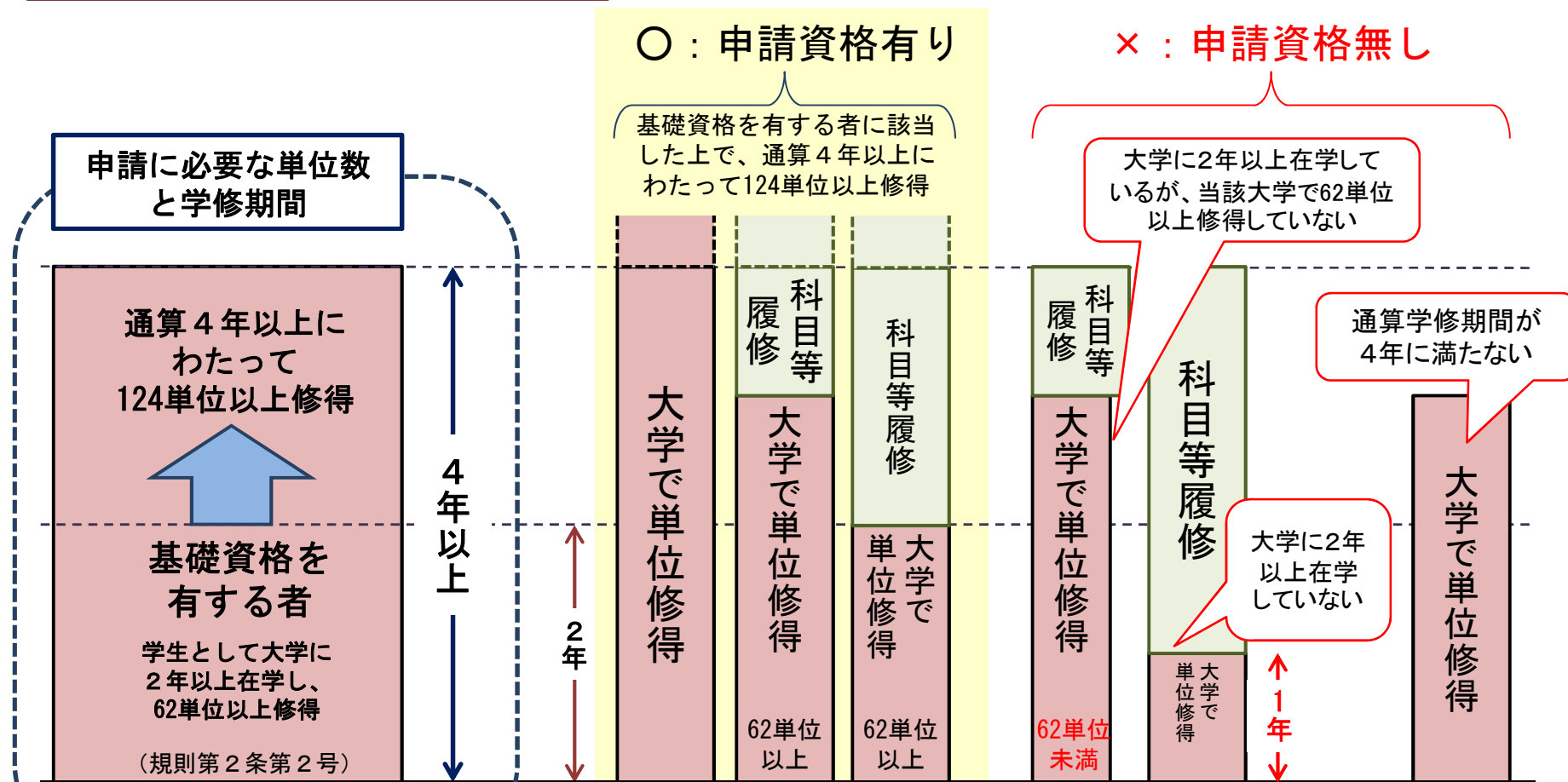


規則：学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則
(平成16年規則第28号)

いずれの学修パターンにおいても、短期大学を卒業した後あるいは専門学校を修了した後、
「1年以上にわたって授業科目を履修し、31単位以上を修得すること」が必要。

申請者の学修パターンの例③

基礎資格を有する者のうち、**第3区分**に該当する者の場合



規則：学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）

いずれの学修パターンにおいても、学生として大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した後、その大学に在学した期間及び修得単位を含めて「4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上」を修得することが必要。